

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2015-120601(P2015-120601A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2015-37244(P2015-37244)

【国際特許分類】

B 6 5 H 1/26 (2006.01)

G 0 1 N 1/04 (2006.01)

B 6 5 H 3/56 (2006.01)

G 0 2 B 21/34 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 1/26 3 1 0 L

G 0 1 N 1/04 J

B 6 5 H 3/56 3 3 0 F

G 0 2 B 21/34

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月9日(2015.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面部、背面部、側面部、上面部、底面部に囲まれた空間内に複数のスライドガラスを収容したスライドガラスカセットであって、

前記前面部と前記底面部との間に設けられる、前記スライドガラスカセットに収容された最下段のスライドガラスを印字装置に排出する排出口と、

前記背面部の一部から前記排出口にかけて設けられる、前記最下段のスライドガラスを前記排出口に向けて押し出す押出部が通過する通過口と、を含み、

前記底面部は、前記側面部と接続する部分に、前記最下段のスライドガラスのそれぞれの端を支持する支持部を有する

ことを特徴とするスライドガラスカセット。

【請求項2】

前記スライドガラスカセットにおける前記複数のスライドガラスを収容する容器は、合成樹脂を用いて成型される

ことを特徴とする請求項1に記載のスライドガラスカセット。

【請求項3】

前記上面部と前記複数のスライドガラスとの間に設けられたクッション材をさらに含むことを特徴とする請求項1又は2に記載のスライドガラスカセット。

【請求項4】

前記底面部は、前記背面部と接続し、前記最下段のスライドガラスを支持する中央部分を有し、

前記排出口は、前記底面部と前記前面部との間に設けられ、

前記通過口は、前記中央部分の両側に、前記背面部との接続部分から前記排出口に向けて設けられる

ことを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載のスライドガラスカセット。

【請求項 5】

前記支持部は、前記最下段のスライドガラスの短辺となる端をそれぞれ支持し、

前記通過口は、前記支持部の間に位置する

ことを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載のスライドガラスカセット。

【請求項 6】

前記底面部は、前記背面部との接続部分から前記排出口に向けて下向きに傾斜している

ことを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載のスライドガラスカセット。

【請求項 7】

前記背面部、前記側面部、前記上面部、前記底面部が一体に構成され、前記前面部は、前記側面部と係合して、前記複数のスライドガラスを収容する空間を構成する

ことを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載のスライドガラスカセット。

【請求項 8】

前記印字装置に前記スライドガラスカセットを固定するための係合部を有し、

前記係合部は、前記側面部に設けられる

ことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれかに記載のスライドガラスカセット。

【請求項 9】

前面部、背部、側面部、上面部、底面部に囲まれた空間内に複数のスライドガラスを収容する、合成樹脂により成型されたスライドガラス収容器であって、

前記前面部と前記底面部との間に設けられる、前記スライドガラスカセットに収容された最下段のスライドガラスを印字装置に排出する排出口と、

前記背面部の一部から前記排出口にかけて設けられる、前記最下段のスライドガラスを前記排出口に向けて押し出す押出部が通過する通過口と、を含み、

前記底面部は、前記側面部と接続する部分に、前記最下段のスライドガラスのそれぞれの端を支持する支持部を有する

ことを特徴とするスライドガラス収容器。